



平成28年5月30日
海上保安庁

平成28年度（第1回）海上保安庁船艇職員・ 無線従事者・航空機職員採用試験の実施について

海上保安庁では、船舶、航空機や無線通信等の有資格者を対象とした採用試験を以下のとおり実施します。

本試験に合格し採用になると、海上保安学校門司分校（北九州市門司区）で約6ヵ月間、海上保安官として必要な研修を受けた後、各部署において勤務することとなります。

なお、今回試験より第1次試験地について、「青森市」が追加、「長崎市」から「佐世保市」に変更となります。

1 受付期間

平成28年6月1日（水）～平成28年6月30日（木）

2 採用区分及び予定数

| | |
|-------|-----|
| 航 海 | 若干名 |
| 機 関 | 若干名 |
| 主 計 | 若干名 |
| 通信・技術 | 若干名 |
| 飛 行 | 若干名 |
| 整 備 | 若干名 |

3 試験日

申込書等の提出書類をもとに書類選考のうえ、通過者に対し以下の試験を実施します。

第1次試験（教養試験） 平成28年7月24日（日） ※1

第2次試験（人物試験・身体検査等）

平成28年8月19日（金） 小樽市、横浜市、名古屋市、神戸市、高松市、北九州市、那覇市

平成28年8月24日（水） 塩釜市、広島市、舞鶴市、新潟市、鹿児島市

実技試験（飛行のみ） 平成28年9月13日（火）～14日（水）

※1 第1次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

4 合格発表

第1次試験 平成28年8月5日（金）

最終合格 平成28年9月30日（金）

5 採用予定日

平成29年1月1日（日）

※ 当該試験における最終合格者の内、採用予定日までに各受験資格に定める免許等を取得できな

かった者が、次回採用試験を実施した場合に、その採用予定日（平成29年6月頃）までに免許等を取得したときは、次期採用予定日に採用することがある。

6 受験資格

① 「航海」「機関」及び「主計」

採用日に60歳に達していない者で、受験時において有効な次の免許等を有する者。

航海・・・電子海図情報表示装置についての能力限定が解除された五級海技士（航海）以上の海技免状 ※1、※2 （※注意）

機関・・・五級海技士（機関）以上（内燃機関の限定を含む）の海技免状 ※1

主計・・・船舶料理士資格証明書 ※3

※1 「船舶職員及び小型船舶操縦者法」（昭和26年法律第149号）第13条の2の規定に該当する者又は海技免許の筆記試験に合格し、口述試験受験可能な乗船履歴を有する者で、採用日までに免許取得見込みの者を含む。

※2 採用日までに電子海図情報表示装置についての能力限定を解除見込みの者を含む。

※3 「船舶料理士に関する省令」（昭和50年運輸省令第7号）第2条第1項第3号ロ又はハの規定に該当する者で、採用日までに資格取得見込みの者を含む。

※注意 平成26年3月31日までに海技士（航海）に係る海技免状の交付を受けている方は、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令」（平成26年国土交通省令第1号）附則第3条第1項の規定により、能力限定をされた海技免状を受けたものとみなされます。

② 「通信・技術」

採用日に60歳に達していない者で、高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を有し、次のいずれかに該当する者。

イ 第一級又は第二級総合無線通信士の免許を有する者。

ロ 第一級又は第二級海上無線通信士の免許を有し、かつ、第一級又は第二級陸上無線技術士の免許を有する者。

※ 「無線従事者規則」（郵政省令第18号[H2.3.31]）第6条から第8条の規定に該当する者で、採用日までに免許を取得見込みの者を含む。

③ 「飛行」及び「整備」

採用日に60歳に達していない者で、高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を有し、受験時において有効な次の免許を有する者。

飛行・・・国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の事業用操縦士の資格以上の技能証明を有し、かつ、有効な第一種航空身体検査証明書を有する者。

※ 第一種航空身体検査証明書については、採用時においても有効であること。

整備・・・国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の二等航空整備士（旧三等航空整備士を含む）の資格以上の技能証明を有する者で、採用日までに資格取得見込みの者を含む。

7 その他

この試験に関する詳細は、海上保安庁ホームページ(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>)又は海上保安庁総務部人事課任用係(TEL:03-3591-6361(内線2541~2542))までお問い合わせ下さい。